

第6期医療計画策定のスケジュール

資料 1

(1) スケジュール

H23			H24									H25							
9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
			9/16患者動向調査				国策定指針												
							第6期計画(案)作成												
							保健医療計画部推進部会議開催												
							疾病及び事業別医療体制検討会議開催												

(2) 厚生労働省「医療計画の見直し等に関する検討会」開催状況について

- |      |             |    |   |                         |
|------|-------------|----|---|-------------------------|
| 第1回  | 平成22年12月17日 | 議題 | 1. 検討の進め方について                             | 2. 医療計画制度の現状と課題について     |
| 第2回  | 平成23年2月18日  | 議題 | 医療計画の新たな評価手法の導入等について                      |                         |
| 第3回  | 平成23年2月28日  | 議題 | 各都道府県の医療計画への取り組み状況について                    |                         |
| 第4回  | 平成23年5月23日  | 議題 | 1. 災害時の医療体制の構築等について                       | 2. 医療連携のための実際的手法等について   |
| 第5回  | 平成23年7月13日  | 議題 | 在宅医療の現状と課題等について                           |                         |
| 第6回  | 平成23年10月6日  | 議題 | 精神疾患の指針の論点について                            |                         |
| 第7回  | 平成23年10月31日 | 議題 | 在宅医療について                                  |                         |
| 第8回  | 平成23年11月16日 | 議題 | 1. 精神疾患の医療体制について                          | 2. 医療計画の指標・評価について       |
| 第9回  | 平成23年12月7日  | 議題 | 1. 医療計画の見直しについて                           | 2. 精神疾患の医療体制構築に係る指針について |
| 第10回 | 平成23年12月16日 | 議題 | 1. 「精神疾患の医療体制構築に係る指針」の骨子、精神疾患の医療体制(案)について |                         |
|      |             |    | 2. 「在宅医療の体制構築に係る指針」の骨子、在宅医療の体制(案)について     |                         |
|      |             |    | 3. 医療計画の見直しについて(案)                        |                         |

## 医療計画の見直しについて(案)

平成 23 年 12 月 16 日

### 医療計画の見直し等に関する検討会

本検討会では、概ね平成25年度より始まる都道府県の新たな医療計画が、医療の需給状況や患者の疾病構造の変化を踏まえて策定され、また、適切な評価・見直しにより医療計画の実効性が高まるよう、これまで9回にわたり議論を重ね、見直しにあたっての主な考え方を取りまとめることとした。

厚生労働省においては、ここに示された考え方を踏まえて、「医療計画作成指針」等の改定に当たることが希望する。

#### 1. 二次医療圏の設定について

二次医療圏の人口規模が医療圏全体の患者の受療動向に大きな影響を与えており、二次医療圏によっては当該圏域で医療提供体制を構築することが不適当なケースもある。

「医療計画作成指針」において、一定の人口規模及び一定の患者流入・流出割合に基づく、二次医療圏の設定の考え方を明示し、都道府県に対して、入院に係る医療を提供する一体の区域として成り立っていないと考えられる場合は、見直しを行うよう促すことが必要である。

#### 2. 疾病・事業ごとのPDCAサイクルの推進について

疾病・事業ごとに効果的・効果的な医療体制を構築するためには、医療計画の実効性を高める必要があるため、

- ・まず、全都道府県で入手可能な指標等を指針に位置づけ、都道府県がその指標を用いて現状を把握すること
- ・さらに、把握した現状を基に課題を抽出し、課題を解決するに当たつての数値目標を設定し、その目標を達成するための施策等を策定すること
- ・また、定期的な評価を行う組織(医療審議会等)や時期(1年毎等)を明記し、施策等の進捗状況等の評価を行うとともに、必要に応じて施策等を見直すこと

・最後に、これらの情報を住民等に公開すること

といったプロセスを「医療計画作成指針」に明示することが必要である。

#### 3. 在宅医療に係る医療体制の充実・強化について

医療連携体制の中で在宅医療を担う医療機関等の役割を充実・強化するため、「在宅医療の体制構築に係る指針」を示し、医療計画に定める他の疾病・事業と同様に、在宅医療について都道府県が達成すべき数値目標や施策等を記載することにより、医療計画の実効性が高まるよう促すことが必要である。

#### 4. 精神疾患の医療体制の構築について

医療計画に定める疾病として新たに精神疾患を追加することとし、「精神疾患の医療体制構築に係る指針」を策定することにより、都道府県において、障害福祉計画や介護保険事業支援計画との連携を考慮しつつ、病期や個別の状況像に対応した適切な医療体制の構築が行われるよう促すことが必要である。

#### 5. 医療従事者の確保に関する事項について

今後、医療従事者の確保を一層推進するために、医療対策協議会による取り組み等に加えて、地域医療支援センターにおいて実施する事業等(地域医療支援センター以外の主体による同様の事業を含む。)を医療計画に記載し、都道府県による取り組みをより具体的に盛り込むことが必要である。

#### 6. 災害時における医療体制の見直しについて

東日本大震災で認識された災害医療等のあり方に関する課題に対し、「災害医療等のあり方に関する検討会」(座長:大友・康裕 東京医科大学教授)が開催され、災害拠点病院や広域災害・救急医療情報システム(EMIS)や災害派遣医療チーム(DMAT)のあり方、中長期的な災害医療体制整備の方向性等が検討され、報告書がとりまとめられた。今後、都道府県が医療計画を策定する際に、本報告書で提案された内容を踏まえた適切な災害医療体制を構築するよう、促すことが必要である。